

BEPS プロジェクト等における租税回避否認をめぐる議論^{*1}

緒方 健太郎^{*2}

要 約

近年、各国が協調してクロスボーダーの aggressive tax planning (ATP) に対抗する潮流が生まれている。日本では租税回避の定義・意義について諸説あるが、国際的には、タックス・プランニングのうち、法の字義には従いつつ、法の精神に反するものを ATP と捉え、これに有効に対抗する方策が議論されてきた。議論を主導してきた OECD・G20 の BEPS プロジェクトでは、(i) 租税条約の主要目的テスト (PPT) に関し、個別の課税要件規定に類似する LOB と一般的租税回避否認規定に類似する PPT の組み合わせ、「法の濫用」法理をベースにした目的テストや条約の趣旨・目的に照らした判定、租税条約ネットワークに PPT を整備することの意義等、(ii) 移転価格税制に関し、私法上の真の法的関係を把握するための真実の取引把握プロセスと否認・再構築の分離、経済的実質や独立企業原則に基づく否認の是非、否認基準としての商業合理性の明確化等、(iii) 義務的開示制度に関し、スキーム報告制度の目的や効果、GAAR との関係等が主な論点として議論された。また、BEPS プロジェクトに並行して導入された英国の迂回利益税は、一般的否認規定とは独立した新税として導入したことに加え、目的テストに基づく租税回避要件、税負担軽減効果と経済的実質に基づくミスマッチ要件等を採用し、租税回避否認のあり方に新たな一石を投じた。

このような国際的な議論は、クロスボーダーの ATP の複雑さと、それ故に柔軟で一般的な規定による対抗の必要性に対する認識と危機感が根底にあり、GAAR に関する議論に対する重要な示唆に富む。

キーワード：BEPS, PPT(主要目的テスト：Principal Purpose Test), 移転価格税制, 否認・再構築, MDR(義務的開示制度：Mandatory Disclosure Rule), DPT(迂回利益税：Diverted Profit Tax), タックス・プランニング, ATP(Aggressive Tax Planning), 租税回避 (tax avoidance), 法の濫用, GAAR(一般的租税回避否認規定：General Anti-Avoidance Rule)

*1 なお、本稿の内容は著者の個人的見解であり、著者が所属する機関の公式見解を示すものではない。

*2 財務省主税局国際租税総合調整官

I. 本稿の目的

OECD・G20のBEPSプロジェクト¹⁾を中心に、各国が協調してクロスボーダーのaggressive tax planning(ATP)に対抗する潮流が生まれている。ATPを定義することは困難だが、BEPSプロジェクト等の議論では、一般的に、タックス・プランニング(税負担を合法的に最小化する方策)のうち、法の字義には従いつつ、法の精神に反するものとの理解され²⁾、これに有効に対抗するには違法な脱税への対応とは異なるアプローチが必要として議論が重ねられてきた。例えば、BEPSプロジェクトでは、租税条約の主要目的テスト(PPT)に

関し目的テストのあり方や条約の趣旨・目的に照らした判定等、移転価格税制に関し真実の取引把握と否認の関係、否認基準としての経済的実質、商業合理性や独立企業原則等、義務的開示制度に関しスキーム報告制度の意義やGAARとの関係等が主な論点である。また、BEPSプロジェクトに並行して導入された英国の迂回利益税は、租税回避否認のあり方に新たな一石を投じた。このような国際的な議論は、租税回避否認規定に関する議論に多くの示唆を与えるものであり、本稿ではその概要を紹介する。

II. BEPSプロジェクトにおける租税回避否認の議論

BEPSプロジェクトは、BEPS(税源侵食・所得移転)をもたらす多国籍企業によるクロスボーダーのATP³⁾に各国が協働して対抗しようとする画期的な試みである。従来国際課税に関する議論は、課税権の配分や課税権が重複する場合の二重課税の調整、及び、国外取引等の情報を秘匿することによる脱税・租税回避へ

の対応が中心であった。これに対し、BEPSプロジェクトは、ATPを生むメカニズムを精査し、ATPに有効に対抗することを目指している。このためには、ATPに利用される余地を可能な限り小さくするようルール(各国国内法、租税条約、OECD移転価格ガイドライン(TPG)⁴⁾等の国際ルール等)の間隙を埋めてい

1) 多国籍企業によるBEPS(税源侵食・利益移転)に対抗するため、2012年6月にOECD租税委員会が立ち上げたプロジェクト。G20の参加も得て、2013年7月に策定した「BEPS行動計画」(OECD(2013))に基づき検討を重ね、2015年9月に最終報告書(OECD(2015b))をとりまとめ、G20財相会合・首脳会合に報告された。

2) このような意味におけるATPに対応する適切な日本語の用語は存在しない。特定の言い回し(例えば「行き過ぎた租税回避」等)を使用すると必然的に租税回避概念に関する特定の捉え方を示唆することになるため、無用の誤解・混乱を招かないよう本稿ではそのままATPと表記する。ATPの概念を、税収ギャップを定義・計測する際に援用する国もある(英国については、英国歳入関税庁(HMRC)(2015c) p.13)。

3) BEPSプロジェクトに関し、「BEPS(税源侵食・所得移転)」は、「結果としてのBEPS」を指す場合にも、「行為としてのBEPS」を指す場合にも用いられるが、本稿では、「結果としてのBEPS」をもたらす「行為としてのBEPS」をATPの一部として整理する。したがって、BEPSプロジェクトに関する記述については、ATPをBEPSと読み替えても(若干厳密性を欠く場合があるとしても)大意は変わらない。

くとともに、ATPに直接対抗する措置を協調して導入することが重要と認識された。重なり合う課税権の調整という消極的な国際協調から、ATPへの対抗を軸に各国課税権の発動のあり方自体を直接調整するという積極的な国際協調に移行したところが、BEPSプロジェクトが画期的である所以であろう。

以下では、このようなBEPSプロジェクトにおける議論のうち、租税条約濫用防止規定(行動6⁵⁾)、移転価格課税における否認・再構築(行動10)、及び、義務的開示制度(行動12)に関するものについて背景・経緯等とともに紹介し、租税回避否認規定に関する議論に対する示唆・教訓を汲み取ることとしたい。

II-1. 租税条約濫用防止規定(行動6)

BEPS報告書⁶⁾では、租税条約上の特典⁷⁾が不適切に(in inappropriate circumstances)供与されないよう適切な措置を講じることを要請している。報告書は、特典が不適切に利用される状況を、条約上の特典を本来享受すべきでない者が享受する場合と、条約上の特典により国内法上の課税を免れる場合に大別している。前者は、通常「租税条約上の濫用防止規定」と呼ばれるもので、以下で詳述する。後者は、例えば出国税⁸⁾や外国子会社合算税制(CFC)などが含まれるが、本稿では触れない。

II-1-1. 租税条約上の濫用防止規定の概要

租税条約上の濫用防止規定には、大別するとPPT(主要目的テスト:Principal Purpose Test)とLOB(特典制限規定:Limitation on

Benefit)の2種類がある。PPTは特典の対象となる「取引」に着目し主観的な目的⁹⁾を精査するアプローチであり、LOBは特典を享受する「者」に着目し客観的な適格要件を設定するアプローチである。

(1) PPT

PPTは、租税条約の特典を享受することを「主要目的」とする取引から生ずる所得に対しては、その特典供与を認めないこととする規定である。租税条約の特典は、締約国間の経済交流の促進・深化に資するべく、特定の経済取引についてそこから発生する所得等に対する特別な課税上の取扱い(課税の減免等)を定めるものであるから、実態的に意味の無い取引にまで特典を与えることは、そもそも条約の趣旨に合わない。逆に、そのような取引は、特典をATP等に悪用するために人為的に組成したものである可能性が高い。したがって、このような取引を、特典享受を主目的とする取引と規定し、特典享受を否定するのがPPTである。

各国の租税条約に規定されてきたPPTには様々なバリエーションがあるが、BEPS報告書が勧告するPPTは以下のような構造をしている。

- (i) ある所得・資産に対する条約上の特典は、あらゆる関連する事実関係(facts and circumstances)を考慮したうえで、当該特典を得ることが当該特典を直接・間接にもたらす取引(arrangement or transaction)の主要目的(principal purposes)の一つであると結論することが合理的である場合には、供与されない。

4) OECD (2010)

5) BEPS 行動計画 (OECD (2013)) は、BEPS 対抗措置を 15 の行動に区分して検討することとした。

6) BEPS 報告書 (OECD (2015b)) は、行動毎に作成されており (移転価格関係の行動 8~10 の報告書は 1 つに統合されている)、計 13 の行動別報告書 (及び報告書全体を概観する説明文書) から構成される。以下、特記なき限り、対応する行動の報告書を単に「BEPS 報告書」という。

7) 配当・利子・使用料に対する源泉地国課税の減免、事業所得や譲渡所得等の源泉地課税の制限等、租税条約が規定する便益 (benefit)。

8) 日本では、平成 27 年度税制改正において出国時の譲渡所得課税の特例を導入した。

9) LOB との対比で「主観的」目的と整理しているが、PPT は必ずしも純粋に主観的な目的規定ではない。この点については、II-1-4. (1) 参照。

- (ii) ただし、当該状況において当該特典を供与することが、関連する条約の規定の趣旨・目的（object and purpose）に合致することが立証される（established）場合には、この限りでない。

取引の目的に着目する規定は、個別の取引形態を特定せずに一般的に規定でき、発動要件も主目的要件に包括的に収斂されるため、規定そのものも簡素になり、将来の未知の取引を含め様々な態様の取引に柔軟に適用できるというメリットがある。他方、このような一般的・包括的な規定は、十分な具体的・客観的な基準を提供せず、課税当局に大きな裁量余地を残し、納税者にとって予測可能性が下がるという問題がある。

（2）LOB

LOBは、条約上の特典を享受できる「適格者」の要件を客観的に規定し、非適格者に対する特典付与を制限する規定である。締約国において実質的な経済活動を行っていない者や、単なる導管として機能している者に特典を付与することは租税条約の趣旨目的に反するし、逆に、このような者はBEPS等に関与している可能性が高い。したがって、本来特典を享受すべき状態にある者（適格者）を個別具体的に規定し、非適格者への特典付与を制限するのがLOBである。

LOBの長所・短所は、PPTとほぼ逆転したものとなる。PPTと異なり、LOBは具体的・客観的な基準を提示するものであり、当局の裁量余地は極小化され、納税者の予測可能性は高い。他方、個別に適格な状況を規定していくため不可避免的に規定は複雑化し、また、導入時に想定していなかったような取引に柔軟に対応できないおそれが高い。

各国の租税条約に規定されてきたLOBには

様々なバリエーションがあり、BEPS報告書もモデル租税条約¹⁰⁾には以下のようなLOBの骨格のみを規定し、具体的な規定案はコメントリーに含めることを勧告している。

(i) 適格者でなければ居住者は条約上の特典を享受できない。

(ii) 適格者の定義

(a) 個人

(b) 適格政府機関

(c) 上場会社

(d) 慈善団体・年金基金

(e) 持分要件を満たす団体

(f) 特定の集団投資ビークル

(iii) 事業活動基準（非適格者であっても、能動的な事業活動から得られる所得には特典を享受）

(iv) 派生的受益基準（非適格者であっても、その保有者の一定以上が同等の特典を享受できる者である場合、特典を享受）

(v) CA認定（以上の規定により特典を享受できない者であっても、権限のある当局（CA）が認定すれば、特典を享受）

BEPS報告書は、この骨格にしたがい、PPTと併せて規定することを前提に簡素化されたLOB（以下、単に「簡素LOB」という）と、別途国内法か条約上に導管取引防止規定があることを前提として単体で規定するLOB（以下、「詳細LOB」という）を提案している。しかし、簡素LOBの規定に関する議論は完結しておらず、また、詳細LOBは米国の新条約モデルに関する議論次第で改定することが予定されている。

なお、LOBは、居住者¹¹⁾のうち不適格な者を選び分けて特典付与を制限する構造をしており、居住者の範囲を変更するものではない。居住者の範囲は、LOBとは独立して別途規定される。また、LOBは、あくまで特定の居住者が条約上の特典を享受する一般的な資格を有し

10) OECD（2014a）。モデル租税条約は2～3年毎に改正されており、次回改正は2017年の予定。

11) 租税条約の特典は、通常、締約国の居住者にのみ供与される。このため、居住者であることは、条約の特典を得る最も基本的な資格要件と言える。

ているか否かを判定するものであり、特典を享受するために必要な個別の要件は当該特典を規定している個別の条項に規定される。すなわち、LOBで適格とされても、自動的に特典が認められるわけではない。

II-1-2. 日本提案：簡素 LOB + PPT

(1) BEPS の議論で確認された LOB の問題点

LOBの最大の問題点は、規定が複雑化していくことである。適格者と認められる（若しくは不適格者とすべき）場合をあらかじめ網羅的に記述することは、ほぼ不可能であろう¹²⁾。また、いくつか派生的な問題点が指摘できる。

一つは、本来不適格であるはずの者がLOBを通過する（適格と判定される）ことを確実に防止しようとするれば、適格要件を厳格に規定することになり、本来適格であるはずの者が適格要件で適格と判定されず、事業活動基準やCA認定の対象となる場合が増加する。これは、税務当局・納税者双方にとって負担が大きく、ひいては経済交流の阻害要因となり「角を矯めて牛を殺す」事態になりかねない。

また、詳細に客観基準を規定するLOBは標準化が困難という問題もある。上述の通りLOBの効果を高めようとするLOBは複雑化するが、LOBが精緻になればなるほど導入国（条約締約国）の個別事情をより強く反映することとなり、全ての国が国際標準として受け入れられるLOBを規定することが困難となる。例えば、LOBが米国の条約モデルから発展した規定であり、最も経験を積み国際的なLOB規定の導入を主導してきたのも米国であることから、BEPSプロジェクトにおけるLOB規定の議論も米国内の議論を尊重してきたが、その米国内の議論も随時展開しており、結果としてBEPS報告書とりまとめ時にもLOB規定（詳細LOB）は確定していない¹³⁾。

さらに、柔軟な改定が困難との点も指摘できる。LOBが効率的・効果的であるためには経済環境やビジネスモデルを適切に反映している必要があるが、国内法と異なり、租税条約に規定されたLOBは、環境変化に応じて基準の加除・改定を機動的に行えない。

以上のような法制上の問題点に加えて、LOBは納税者にとっても課税当局にとっても負担が重いとの批判もある。LOBは、(LOBの対象になっている)特典を享受しようとする者は例外なく適格者であることを示さなければならず、その負担の及ぶ範囲は幅広い。他方で、LOBによる追加負担を評価する際には、LOB・PPTの有無にかかわらず、条約上の特典を得るためには少なくとも居住者であることを示す必要があり、また、特典を得るための要件を満たしていることも示す必要があることを踏まえる必要がある。

(2) 日本の経験：LOBの限定適用・PPTとの共存

日本は、2003年の日米租税条約全面改定の際に初めてLOBを導入して以降、現在までに9カ国との租税条約にLOBを導入している（表1）。このうち、米国・ドイツを除き、LOBの対象を配当・利子・使用料等（以下、「投資所得」という。）に限定している。これは、LOBの問題点、特に納税者・当局にかかる負担を踏まえ、LOBが無い場合の課税上のリスク（トリーティー・ショッピングのリスク等）とLOBの負担等を比較衡量し、適切なバランスをとるためLOBの対象を投資所得の免税特典に限定するという趣旨である。他方、対象を限定したLOBを導入する際には、(蘭を除き)併せてPPTも規定してきている。

一方、PPT¹⁴⁾は、LOBと併せて規定している7カ国のほか、単独で(LOBを規定せずに)

12) この点は租税回避一般に妥当する。例えば、酒井（2015）p. 245。

13) BEPS報告書（行動15）に基づき、条約濫用防止を含む租税条約関連のBEPS対抗措置について、二国間租税条約により効率的に反映させる観点から、2016年末までの署名開放を目指して、多数国間協定の作業が行われている。執筆時点で95カ国が参加している。

表1 日本が締結した租税条約におけるLOB・PPT(カッコ内は署名年)

	導管取引防止 (対象限定) 1/	主要目的テスト	
		(対象限定) 1/	(一般)
LOBなし		オマーン (14) 香港 (10)	チリ (16) カタール (15) アラブ首長国連邦 (13) ポルトガル (11) サウジアラビア (10) 韓国 (98) 南アフリカ (97)
LOB(対象限定) 1/			スウェーデン (13) NZ(12)
		豪 (08), 仏 (07), 英 (06); スイス (10) 2/	
	蘭 (10)		
LOB(一般)	米国 (03)		ドイツ (15)

1/ 対象を投資所得に限定。

2/ 豪・仏・英の主要目的テストは対象限定、スイスは一般。

9カ国との租税条約で導入してきている。しかし、PPTは、トリーティー・ショッピング等の条約濫用に対する抑止効果に期待しつつ、その実際の適用は極めて例外的な濫用事例に限定されると想定されている。

(3) 簡素なLOBとPPTを組み合わせるメリット

BEPSプロジェクトの議論の中で、確かにLOBを指向する国とPPTを指向する国があったことは事実であるが、これはLOBとPPTが相互に排他的な規定であることを意味しない。この点は上記の日本の条約例により実証されている。このような観点から、LOBとPPTの両者を規定するオプション（以下、「LOB + PPT オプション」と言う。）も、最低基準を満たすこととされた（詳細は次項II-1-3参照）。一方で、最低基準の枠組みが合意された段階では¹⁵⁾、LOBとPPTの両者を規定するオプションにおけるLOBがどのようなものであるべきかにつき具体的な合意はなされてい

なかった¹⁶⁾。

この点に関し、日本は、LOBを簡素化（適用範囲を限定）しつつPPTと組み合わせた経験を持つことを背景に、LOB+PPT オプションにおけるLOBを簡素化されたLOB(簡素LOB)とすることを提案した。簡素LOBは、LOBとPPTが役割分担し、各々の長所を維持しつつ可能な限り各々の短所を小さくすることを目指すものである。具体的には、LOBは(相対的に)簡素化された規定により明確な不適格者のみを排除することとし、PPTが簡素LOBを通過した(適格と判定された)者の適格性を最終的に決定する。これにより、LOBの最大の問題点である制度の複雑化が緩和されるし、適格者を不適格と判定するリスクもほぼ無くなり、また、経済環境やビジネスモデルの変化にも、よほどの根本的な変化でない限り、対応する必要も無くなる。同時に、簡素LOBが明確な不適格者をスクリーニングすることにより、PPTの負担が(PPT単独の場合に比べて)大幅に減少し、機動的に発動しにくいという

14) 実際の規定にはバリエーションがあるが、主要目的テストを規定しているものをPPTと整理する。

15) OECD (2014b)

16) 論理的には、PPT単独で最低基準を満たすので、これに加えて規定するLOBは(PPTの効果否定する構造を敢えて持ち込まない限り)どのようなものであっても良いこととなる。

PPT の短所が大きく緩和される。このように、簡素 LOB は、うまく設計すれば、バランスの取れた強力な規定となる可能性を持っている。さらに、LOB の利点を認め、その導入を目指しているものの LOB 規定の複雑さから導入を躊躇している国にとって、簡素 LOB は新たな現実的なオプションとなろう。

なお、当然だが、簡素 LOB はあくまで PPT と組み合わせないと意味が無い。簡素 LOB の下では、本来不適格とされるべき者が（一旦）適格と判定される場合が増えるため、簡素 LOB 単体では濫用防止効果が不十分となる。PPT と組み合わせれば、少なくとも PPT 単体より濫用防止効果が小さくなることはない。PPT 単独で条約濫用防止として十分とされているのだから、LOB+PPT オプションにおける LOB を簡素 LOB としても、濫用防止の観点からは何ら問題はない。他方、自国の法制度・環境上 PPT を採用できないと考えている国には、簡素 LOB は現実的なオプションにはならない。

II-1-3. 最低基準とされたことのインプリケーション

(1) 行動6の最低基準

BEPS 報告書は、租税条約の濫用防止のために最低限必要な措置（最低基準¹⁷⁾）として、以下の (i) 及び (ii) の措置を採ることを勧告している。

- (i) 租税条約のタイトル・前文に、租税条約は、租税回避・脱税（条約漁りを含む。）を通じた二重非課税又は税負担軽減の機会を創出することを意図したものでないことを明記。

- (ii) 租税条約に、一般的濫用防止規定として次のいずれかを規定。

- ① PPT のみ
- ② LOB + PPT
- ③ LOB + 導管取引防止規定（限定的 PPT）

また、併せて、租税条約に、租税条約上の特定の要件の適用回避を防止するための個別的濫用防止規定（個別判定方式による双方居住者の振分けルール（実質管理地基準からの変更）、配当に対する軽減税率適用のための持株保有期間要件（要件の追加）等）を措置することが勧告されている。

このうち、以下で (ii) ①～③について詳述する。なお、(i) は、当然のことを明確化するだけのものと理解されているが、これは、裁判等で条約の規定の解釈が争われた場合などにおいて、条約上に明記されていないことが判断に意図せざる悪影響を与えることを避けるために行うものである。

(2) 最低基準における PPT

上記の最低基準の3つのオプションは、いずれも何らかの PPT は必ず措置することを求めている。これは、LOB の有用性は認めつつも、現時点では予測不能な将来の濫用事例も含め、あらゆる濫用事例に対応できる個別規定を措置することは不可能であり、かつ、対応不能な濫用事例が発生した際に機動的に規定を改正することが困難であるという LOB の限界を踏まえた結論である。つまり、BEPS プロジェクト参加国¹⁸⁾が、少なくとも租税条約が濫用される局面では、何らかの一般的な（定性的基準に基づく）濫用防止規定が必須であると合意したとい

17) BEPS 報告書の勧告は、いずれも法的拘束力はないが、各国の協調導入の必要性に応じ、最低基準 (Minimum Standard)、共通アプローチ、ベスト・プラクティスに基づくガイダンスに分類され、このうち最低基準は厳しい相互監視の対象となる予定。この他、既存ガイダンスの改正に関する勧告もある。

18) BEPS プロジェクトは、OECD・G20 の合同プロジェクトであり、OECD 加盟国 34 カ国に加え、OECD 加盟申請中の 2 カ国（ラトビア、コロンビア）及び OECD 非加盟の G20 メンバー 8 カ国（中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ）が BEPS Associates として OECD 加盟国と同等の立場で参加している。

うことである。

このように、全ての条約上で（理論上は）必ず濫用防止が可能な状態を生み出そうとしている背景には、近年の国際的な租税回避スキームが、特定の租税条約の脆弱性を突き、結果として当該条約の締約国ではない国の税源も浸食しているという厳しい現実がある。例えば、いわゆる「Double Irish and Dutch Sandwichスキーム」では、オランダ・アイルランド間の租税条約の（ペーパー・カンパニーでも特典を享受できるという）脆弱性が突かれ、結果として第三国由来の所得がほとんどどの国にも課税されることなく移転される¹⁹⁾。これは、各国が持つ租税条約ネットワークのどこか1つに脆弱性があれば、潜在的に全ての国に悪影響が及び得ることを意味する。租税条約は基本的に2国間の条約だが、経済のグローバル化・相互依存の深化を背景に、そのネットワークは有機的に結合した一つの大きなシステムとなってきたため、いわゆる「最弱連結部の理論（weakest link theory）²⁰⁾」により、この租税条約ネットワーク全体の強度（濫用に対する抵抗力）は最も脆弱な租税条約（weakest link）に規定されてしまうのである。各国が協調して全ての条約に濫用防止規定を導入する意義はここにある²¹⁾。

（3）モニタリング・相互監視

BEPS報告書は最低基準を勧告し、参加国はその実施にコミットしているが、現実に租税条

約の濫用が防止されるためには、実際に各国が最低基準を実施することが必要である。このため、今後のBEPSプロジェクトにおいては²²⁾、最低基準の実施状況のモニタリングと相互監視（peer review）が重要な課題となる。本稿執筆時点では具体的なモニタリング・相互監視の態様やプロセスはまだ合意されていないが、条約濫用防止規定が最低基準とされた趣旨を踏まえると、今後の各国の導入状況は厳しくモニタリング・相互監視されていくこととなる。

（4）最弱連結部理論の展開可能性

上記（1）～（3）で、各国が有効にATPに対抗していくには有機的に連結した租税条約ネットワーク全体の抵抗力を高めることが必要であり、そのためには条約濫用防止規定に何らかの形で一般的な目的テストを措置し、ネットワーク構成条約に漏れなく導入して最弱連結部を強化することが求められ、これがBEPS報告書の最低基準に反映され、モニタリング・相互監視されていくことをみてきた。BEPS報告書が合意した最低基準の射程は条約濫用防止規定に留まっているが、この論理はより一般的なATPへの対抗についても妥当すると考えられる。すなわち、経済のグローバル化が深化し、多国籍企業の経済活動が複数国にまたがって複雑・有機的に絡み合う現在の状況においては、税法を含む各国の経済法制は相互の結びつきを深め、全体として一つの法体系を成していると捉えることも可能である。そのような認識が深

19) 本スキームは様々な脆弱性を組み合わせて成り立っており、条約濫用はその一部分に過ぎない。他方、組み合わせられた脆弱性の一つでも欠ければスキーム自体が成り立たないため、一部に過ぎなくとも決定的に重要な要素であることに変わりはない。実際、アイルランドが同スキームに組み込まれていた脆弱性の一つ（管理支配地基準による外国法人の定義）を変更したことで、同スキームは既に成立しなくなっている。

20) 「鎖の強度は最弱の環の強度を超えない（A chain is no stronger than its weakest link）」という成句に表象される理論で、組織、プロセス、システム等は、それを構成する要素の中に1つでも脆弱なものがあれば、それにより全体が脆弱になるとされる。

21) 脚注13参照。

22) BEPSプロジェクトは、2015年10月のBEPS報告書の公表をもってルール作りのフェーズを終え、実施のフェーズに入っている。少なくとも2020年まではBEPSプロジェクトの基本的枠組み（BEPS AssociatesのOECD加盟国と同等の立場での参加等）が保持される見通しであり、BEPS Associatesの拡大についても検討されている。

まり、グローバルな法体系に最弱連結部理論が適用されれば、各国が一般的な ATP 対抗メカニズムを措置すること、さらに経済的結びつきの強い国同士でその実施を相互監視することが求められることになるだろう。BEPS プロジェクトを通じ、ATP に有効に対抗するためには各国が協調して対応することが必要との認識が共有されており、このモメンタムが維持されれば、各国の ATP 対抗メカニズムの強度や脆弱性を相互に監視することになるのは自然な流れと言えよう。

II-1-4. BEPS における PPT の意義・論点 (1) BEPS 報告書で唯一の目的規定

BEPS プロジェクトは、BEPS(税源浸食・所得移転)をもたらす ATP が行われる局面及びこれを可能とする原因を特定し、そのような ATP の実施そのものを不可能とし、あるいはその効力を無効化するようなルール変更を目指している。このため、BEPS 報告書(の実体規定に関する部分)の結論のほとんどが、特定の BEPS の発生という具体的な「結果」に着目し、個別的な ATP 対抗措置を講じようとするものである²³⁾。その中であって、PPT は、唯一、納税者の行動の「目的」に着目した、より一般的な(防止しようとする結果の態様等を特定しない)対抗措置である。この点は、BEPS をもたらす ATP への対抗において、客観的な個別基準による対応の限界と、主観的な一般基準による包括的な対応の可能性を示唆するものとして注目に値する。

なお、PPT は純粋な意味で「主観的な」目的規定ではない。純粋な主観的目的規定としては「条約濫用目的規定」がある。これは、納税者が主観的に条約濫用の目的を持って行動して

いる場合に、特典を供与しないとするものだが、純粋に当事者の主観を対象とするため、執行が難しく実効性に欠ける難がある。これに対し、PPT は、外形的に観察できる事実関係から「客観的に」目的を判定する規定である。

(2) 「法の濫用」法理と PPT

BEPS 報告書が提案する PPT は、特典享受を主目的としていることに加え、当該特典享受が条約規定の趣旨・目的に合致(in accordance with the object and purpose)していないことが特典を制限するためには必要としている(II-1-1(1)(i)参照²⁴⁾)。これは、租税回避を「法の濫用」(形式的には法の要件を満たしつつ、実質的には法の趣旨・目的に反するような行為)と捉えたうえで、そのような租税回避を防止する規定であると言える。

ここで、「法の濫用」の否定は、一般的な法理として当然に認められるのか、明示の規定により創設的に可能となるものなのかという論点がある²⁵⁾。前者であれば、PPT が無くとも、条約規定の趣旨・目的に合致しないような特典の供与を制限できることとなり、PPT は単なる確認規定ということとなる。他方、後者であれば、PPT は創設的に法の濫用による租税回避を防止する権限を課税当局に与えるものとなる。この点、BEPS 報告書は前者の立場を支持している。すなわち、第1条新コメンタリー・パラ13は、条約の濫用に該当する場合には条約の特典を付与する必要はないとし、同パラ14は、条約の濫用として特典供与を否定できる基準は、条約の特典(a more favourable tax position)を得ることが主要目的(a main purpose)であり、かつ、その特典を享受することが条約規定の趣旨・目的に反する場合であ

23) 例えば、ハイブリッド・ミスマッチによる BEPS の無効化(行動2)、所得を稼得するだけの機能・能力を欠く軽課税子会社の所得の親会社所得への合算(行動3)、事業活動に通常必要なレベルを超えた借入に対する利子の損金性否認(行動4)、無形資産の廉価譲渡による BEPS への対応(行動8)等。

24) 今村(2015, p. 49)は、租税回避の定義として、同様に目的テストと趣旨・目的基準を併用するアプローチを提言している。

25) 不文の濫用法理適用に反対する意見として、谷口(2015) p. 18。

るとし、さらに、PPTはこの点の確認規定であり、PPTが無くとも特典供与は否定できるとしている。

(3) 「主要目的」と「主要目的の一つ」

BEPS報告書が勧告するPPTは、特典享受が取引の主要目的の一つである場合に特典享受を否定することとしている。主要目的「の一つ」と規定されている点につき、BEPS報告書が提案するモデル租税条約新コメンタリー(以下、「新コメンタリー」という。)パラ12は、特典享受が主要目的の一つであれば特典否定が可能であり、唯一の(sole)あるいは支配的な(dominant)目的であることまでは必要ない、としている。他方、日本も含め各国の条約の中には、「主要目的の一つ」ではなく「主要目的」である場合に特典享受を否定することとするものもある。この点を捉え、BEPS報告書型の「主要目的の一つ」とする規定は、「主要目的」とする規定より、適用対象が不当に広範なものとなるおそれがあるとの指摘がある²⁶⁾。しかし、新コメンタリーを分析すれば、そもそも特典享受が主要目的とされるのは基本的に濫用事例であって、「主要目的の一つ」とするのは濫用目的以外にも目的があるとの抗弁を許さないための防御的措置であり、適用対象が大幅に拡大することはないと考えられる。

例えば、新コメンタリーの例Cでは、製造コスト削減のため労働コスト等が安い途上国に工場建設する際に、他の条件が同等な候補国の中から租税条約を有する国を選択した場合、特典享受が主要目的ではないとしている。もちろん、投資・経済交流の促進は条約の目的そのものであり、主要目的の解釈如何にかかわらず、条約の趣旨・目的に照らして特典享受は当然認められるだろうが、このような場合に特典享受がそもそも主要目的に該当しないと解釈される点は重要である。すなわち、特典享受が取引実行の重要な判断要素であったとしても、直ちに主要

目的となるわけではなく、他の目的の性質を勘案して判断されるということである。また、新コメンタリー・パラ13は、他の条約の特典享受も目的としていることや、国内法上の租税回避を目的としていることを理由に特典享受を主要目的ではないと主張することはできないとしている。すなわち、目的の大小や、全体目的に占める割合も主要目的か否かを確定的に決しはしない。さらに、新コメンタリーを通じて、「あらゆる関連する事実関係(facts and circumstances)を考慮」することの重要性が繰り返し強調されている。これらの意味するところは、結局、特典享受が主要目的に該当するか否かの判断は、正当な事業目的や取引の人為性等の総合判断であり、特典を享受させることが条約の趣旨・目的に反するか否かの判断、さらには(上記(3)で記した意味において)濫用的であるか否かの判断とほとんど変わるところがないということではないか。

このように「主要目的」を捉えると、「主要目的の一つ」と規定する場合と単に「主要目的」と規定する場合とで「主要目的」の射程は変わらないと考えられる。つまり、「主要目的の一つ」と規定されていても濫用目的とは言えない場合にまで「主要目的」の射程が拡大するわけではなく、「主要目的」とだけ規定していても主要目的がただ一つしか存在し得ないことを意味するのではない。要するに、両者の「主要目的」判定は実質的に同一であり、「の一つ」の有無が影響するのは極例外的な事例に限定されると考えられるのではないか。この点は、BEPS報告書だけでなく、多くの条約例を分析することが必要であり、本稿ではこれ以上追及しないが、重要な論点と思われる。

(4) 租税条約と国内法上の一般的租税回避否認規定

PPTは租税条約上の濫用防止規定であり、(租税回避を「法の濫用」とした場合の)国内

26) 例えば、日本経済団体連合会(2015)。

法上の一般的租税回避否認規定（GAAR）は同趣旨の規定と考えられる。両者の関係については、GAARそのものの分析・研究に負うところが大きく、本稿では以下の2つの論点を提示するにとどめたい。

A. PPT と GAAR の代替性

PPT と GAAR が同趣旨の規定であるとすれば、租税条約に PPT 規定が無い場合、国内法上の一般的租税回避否認規定（GAAR）により条約濫用行為への特典供与を制限できる可能性がある。PPT は所詮当該2国間条約の射程内でしか有効ではないから、全ての条約に PPT が整備されるまでの間（したがって、現実的には、かなり長期間）、GAAR で代替するアプローチは検討する価値があろう。少なくとも、第1条新コメントリー（パラ・26.3～26.4）は PPT と GAAR は整合的であると示唆しており、PPT が無い場合に GAAR で代替することは妨げない（両者は整合的である）との立場と考えられる。他方、PPT は確認規定との立場であるから（上記（3）参照）、この考えを延長すれば GAAR が無くとも条約濫用の否定は可能ということになるが、明文規定なく法の濫用を根拠に否認が可能かは各国法体系により異なるであろう²⁷⁾。いずれにしても、何らかの形で PPT がある場合と同様に条約濫用が否定できることが必須との認識であることは確かである。

B. PPT と GAAR の衝突

上記 A. では第1条新コメントリーは PPT と GAAR は整合的であると示唆していると指摘したが、厳密には、濫用防止規定を条約上で（確認的に）規定すれば PPT となり、国内法上で規定すれば種々の濫用防止規定となり、これらは整合的であると言っているに過ぎない。

つまり、PPT も国内法上の濫用防止規定も（目的テストと趣旨・目的基準に表象される）同様の原則に基づいていることを暗黙の前提としている。実際、GAAR は general anti-abuse rules として言及され、他の国内法上の濫用防止規定も specific anti-abuse rules として言及されており、一貫して（租税回避（avoidance）ではなく）濫用（abuse）の問題として扱っている。

したがって、厳密には、BEPS 報告書は、これとは異なる基準に基づく国内法上の租税回避防止規定が PPT（その他の条約上の規定）と整合的か否かを直接論じていない。実際、租税条約の規定を国内法が無限定に上書きできるとすれば条約の意義が著しく棄損されることとなるため²⁸⁾、租税回避防止のための規定であるとの理由だけで条約上の特典を否定できると考えることには問題がある。このため、少なくとも、国内法上の租税回避防止規定により条約上の特典を否定できるのは、同規定が条約の趣旨・目的に整合的である場合に限りらるべきであろう。

II-2. 移転価格課税における否認・再構築（行動10）

多国籍企業の行う ATP は、クロスボーダーのグループ内取引を組み合わせることが多く、様々な移転価格課税の問題を惹起する。移転価格税制は、独立企業間原則（ALP）に基づき多国籍企業の課税所得を事業活動実態に合わせて配分するものだが、BEPS プロジェクトでは、現行のルールがうまく機能していない局面として、無形資産の廉価移転、軽課税環境の関連会社への過大な資本配賦、及び、軽課税環境の関連会社への契約上のリスク配分が主として検討された。

27) 金子（2015）p.129 は、国内法上の政策的租税減免規定について、濫用的な場合には「減免規定の趣旨・目的に照らして、これらの規定を限定解釈し、これらの取引に対する減免規定の適用を否定することができる」と指摘している。

28) 別途、条約と国内法の関係について後法優先の原則を採る国の問題はありますが、本稿では論じない。

移転価格税制は、関連者間取引における適正価格（独立企業間価格）の問題であり、租税回避否認規定の議論とは一定の距離があるが、否認・再構築²⁹⁾の問題に関しては多くの共通の論点が議論された。特に、現行TPG(2010年版)では、契約上の取引を否認・再構築できないことで、税以外の便益（benefit）が無い不合理な関連者間取引によるBEPSに対応できない場合があるとの問題意識から、否認・再構築に関するガイダンスの変更が検討され、示唆に富む議論が行われた。

II-2-1. 現行ガイドライン

移転価格税制に関するBEPS報告書の勧告は、否認・再構築のガイダンスを含め、最終的にはTPGの改定により実施される。このため、まず、現行TPGについて、否認・再構築に関する事項を整理し、その問題点を指摘したい。特段の注記が無い場合、本セクションにおける数字は関連する現行TGPのパラグラフ番号である。

(1) 経済的実質基準と商業合理性基準の混在

現行TPGは、否認・再構築が許容される場合は（例外的で稀なケースであり（9.168）、）

- (i) 形式と経済実質が異なる場合、または、
- (ii) 形式と実質は同じだが、全体として見た場合に合理的（commercially rational）な独立企業間では採られないであろう構造が採られている場合で、かつ、再構築しなければ価格算定が困難な場合。

であるとする（1.65. 9.169で敷衍）。

この構成には、いくつか不明確な点が指摘できる。まず、(i)の「経済的実質基準」が、純粋な事実認定や私法上の契約解釈の問題を指すのか、あるいは、否認・再構築の要件の一つとして経済的実質を規定しているのか判然としない。前者の解釈だとすると、実際に当事者間で行われた取引を基準に税法を適用していくのは国際的にも当然のこととして受容されている標準的なアプローチであり³⁰⁾、これを例外的に許容される否認・再構築の一環として捉えるべきか疑問なしとしない。他方、後者の解釈だとすると、当事者の実際の取引を税務上否認・再構築することは軽々に認められるべきではなく、これを例外的とすること自体は妥当である一方、その要件として経済的実質基準が商業合理性基準と相補的に存在することとなり、そのような重大な基準であるにとしては具体的な基準の内容に関する記述が皆無なのは不自然である³¹⁾。

また、(ii)の「商業合理性基準」についても、その判断基準は明確にされていない。経済実質を伴わない取引は商業合理性も欠いている可能性が高いが、TPGでは(ii)の「商業合理性基準」は(i)の「経済的実質基準」とは重なり合わない相補的な基準として規定されていることから、「商業合理性基準」は経済実質を伴ってもなお不合理な場面を規定しているはずである。しかし、TPGにはより詳細な説明は無い。

29) BEPSプロジェクトの議論の過程で、移転価格課税の文脈における「否認」の用語法は変遷している。これは、いわゆる「否認」が、当事者の取引を税法上認識しないこと（non-recognize）と、代替取引を規定してこれに対応する税法上の効果（移転価格課税）を認識すること（re-characterize）の両面の性格を持つが、両者を包含する適切な（英語の）用語が無いためと考えられる。本稿では、混乱を避けるため、参照している原文の用語に囚われず、この両面を表現する用語として「否認・再構築」を使用する。なお、この「否認」は、移転価格課税を超えて広く一般的に税法上取引を否認することを含意せず、あくまで適正価格算定のプロセスに過ぎない移転価格課税上で取引を認識せず代替取引に基づき価格算定することを指す。

30) 金子（2014）、金子（2015）

31) 1.65に、関連会社に資金供与する場合に、当該関連会社（資金の受け手）の経済状況を勘案すると独立企業であれば融資ではなく出資としたであろう場合には、融資としての形式を無視して出資として取り扱うことができるとの例示があるが、否認・再構築の要件が明確にされているとは言い難い。

(2) 否認・再構築が例外的措置であることの確認

現行 TPG は、繰り返し、否認・再構築は例外的な場面に限られることを指摘する。これは、仮に正当な (legitimate) 事業取引を再構築 (restructuring)³²⁾すれば、恣意的になり不公平となるし、取引相手の所在国と (再構築するか否か、する場合にどのような代替取引を認識するかにつき) 見方が揃わなければ二重課税も生じさらに不公平となるためである (1.64)。

現行 TPG は、また、独立企業間では通常見られないような構造の取引だというだけの理由で否認・再構築すべきでない点も強調する。さらに、そのような取引であっても、(独立企業間であれば採ったであろう) 代替取引を比較対象として価格調整するのは有益であるとする (1.69)。これは、可能な限り価格の問題 (比較可能性分析に基づく差異調整) として処理すべきであり、仮に商業合理性基準 (通常見られない取引であり価格算定困難) を満たす取引であっても、代替取引を経由して差異調整が可能な場合には否認・再構築すべきではないとの趣旨と考えられる。

(3) 価格調整としての移転価格課税とモデル租税条約第9条との関係

現行 TPG は、可能な限り取引価格の問題として処理し、なるべく否認・再構築は避けるべきであるとする。一方で、否認・再構築を行う場合であっても、上記 (i) (ii) に沿ったものなら、モデル租税条約第9条は条件の調整 (adjustment of conditions) を許容していることから、第9条との関係では問題ないと示唆されている (1.66)。さらに、移転価格税制における再構築の効果は、第9条に基づく移転価格の調整に限られ、その他の国内法上の効果は無いことを確認している (9.162)。

ここで、移転価格税制と租税条約における移転価格課税の根拠規定 (モデル租税条約³³⁾ 第9条やこれに準じた各条約の規定。以下、単に「第9条」という。) との関係を整理しておきたい。移転価格税制は、関連者間取引の取引価格を独立企業間価格に引き直して課税所得を計算するものであり、適正価格算定の問題であって租税回避の否認の問題ではないと考えられる。他方、第9条の射程は、これより若干広い。すなわち、独立企業間と異なる条件 (conditions) が関連者間の商業上・財務上の関係 (relations) に設定されており、これにより所得移転が生じている場合に、その移転された部分の所得を移転しなかったものと取り扱い課税することを許容している。このため、取引価格の適正価格への置き換え (通常の移転価格課税) だけでなく、関連者間の取引・取決め (及びこれらの組み合わせ) を、独立企業原則に従って否認・再構築することを許容しているとも解釈できる。実際、モデル条約第9条のコメントリーは関連企業間の取引 (複数形) の書き換え (re-writing of transactions between associated enterprises) (パラ5) と記述している。また、条約第9条と過小資本税制との関係について整理する中で、条約第9条の規定は、(親子間) 融資の利率が独立企業間利率であるか否かだけでなく、当該融資が別種の支払い (特に、資本の供与) とみなすべきか否かについても、関係するとしている。

このように整理すると、否認・再構築の問題は、移転価格税制よりも射程の広い条約第9条の範囲内で、しかし通常の移転価格税制の下での取引価格の問題としては対応しきれない例外的事例に対応するため、どのように条約第9条を適用できるかの問題であると考えられる。

32) 現行 TPG は、明確に定義はしていないものの、否認・再構築を「再構築 (restructuring)」とし、「実際の取引を (税務上) 無視 (disregard) し、あるいは他の取引に置き換える (substitute)」ことを指すとしている。

33) 国際連合 (UN) モデル租税条約も OECD モデル租税条約と同等の規定を有する。

II-2-2. 討議草案の提案

討議草案（discussion draft）は、BEPS 報告書を取りまとめるにあたり広くコメント・意見を募る目的の文書であり、BEPS 報告書が発出された後は実体的な意味を全く持たない。しかし、BEPS 報告書の内容に関する理解を深めるために有益であると考えられること、また、より一般的に否認の法理を議論する際に参考となる議論が討議草案段階で提示されていることから、敢えて討議草案についても本稿で取り上げることとしたい。

否認・再構築の論点を含む討議草案（以下、「DD」という。）は2014年12月に公開され³⁴⁾、現行TPGを大胆に再構成し、重要性が低いと考えられた部分を縮減するとともに、BEPS 行動計画³⁵⁾に沿ってBEPS 対抗に必要とされる部分を大幅に増設・拡充することを提案した。本稿では、このうち、否認・再構築の議論に係る部分を抽出して論じる。具体的には、（1）真実の取引把握のプロセスを独立のものとして抽出して詳細なガイダンスを記述したこと、（2）契約上の諸条件の扱いについての記述を簡略化したこと、及び、（3）商業合理性基準に代わる新たな基準を提案したことが否認・再構築に係る大きな特徴として挙げられる。

（1）真実の取引把握のプロセスを分離

A. 比較可能性分析の2つの側面

現行TPGは、比較可能性分析（comparability analysis）が独立企業原則（Arm's Length Principle）の心臓部であるとし、詳細なガイダンスを提示している。DDは、更なる考察を加え、比較可能性分析には2つの側面があると指摘する。すなわち、（i）関連者間で行われた真実の取引を把握（delineate）するため、当該関連者間の商業上・財務上の関係やこれに付随する諸条件を特定する側面と、（ii）把握され

た真実の取引と独立企業間の比較対象取引の諸条件を比較する側面である。

この2つの側面うち、（ii）の比較可能性分析は第3章（移転価格算定手法）及び第4章（比較可能性分析）の具体的な手法・分析のガイドラインに対する総論となるものであり、現行TPGはこれに焦点を当てていると言って良い。DDも詳細は第3章・第4章に委ねるとしている。

他方、（i）の真実の取引把握は、従来は移転価格課税の暗黙の前提とされ必ずしも明示的に意識・記述されてこなかったものを、新たに明示的に記述したものである。移転価格は、関連者間の取引における取引価格を、同等の（comparable）状況・条件の下での独立企業間取引の取引価格に引き直して課税所得計算を行うものであり、自然と比較対象となる独立企業間取引（及び同等条件とするための差異調整）が主として議論・検討されてきており、比較されるところの関連者間の原取引が何であるかは明示的に論じられることが少なかった。この点につき、DDは、当事者間の実際の行為が示している真実の取引が基準であることを明確化している。

B. 真実の取引把握と否認・再構築

DDの議論で（及び結果としてBEPS報告書でも）必ずしも十分に明確にされなかったのは、比較可能性分析の2側面（真実の取引把握と実際の移転価格手法の適用・価格算定）の関係である。移転価格課税は最終的に価格算定の問題に帰着するため、真実の取引把握の効果は、結局、価格算定時の基準点の特定であると言えることができる。これは、従来いわゆる差異調整（comparability adjustments）の過程で行っていた手順の一つに過ぎないのではないかと、との疑問が湧く。つまり、極論すれば、差異調整の際に行う比較可能性分析を少し異なる視点から眺めてみただけで、何ら新しい付加価値はない

34) OECD (2015a)

35) OECD (2013)

のではないかと考えられる。

それではなぜ真実の取引把握を独立して論ずることが提案されたのかは、これがBEPS行動計画の問題意識に込める提案であることを勘案して考察しなければ理解しにくい。BEPS行動計画は、多国籍企業グループ間の契約締結の自由度の高さと契約自由の原則により、租税回避への適切な対応が阻まれているとの問題意識から、租税回避防止のために適切である場合には契約を（税務上）否認できるようにすることを求めている。DDも、多国籍企業は自由にグループ関連会社を作り、機能・資産・リスクを割り振り、その結果を自由に付け替えることができる」と指摘し（パラ85）、さらに、多国籍企業は取引に関与する法人数、その資本構成、資産の法的所有者、契約形態等の「取引環境」を自由に規定できるため、所得帰属をこれらにのみ依拠して決定すべきでないとしている（パラ86）。真実の取引把握プロセスの特記は、このような文脈においてなされた提案である。

筆者は、真実の取引把握プロセスを特記した真の目的は、真実の取引把握は否認・再構築の一環ではないことを明確にするためだと理解している。上記の通り、現行TPGは、否認・再構築の一局面として「形式と経済実質が異なる場合」を挙げているが、上述の通り（II-2-1（1））、この局面が具体的に何を指すのか必ずしも明確ではない。これに対し、真実の取引把握プロセスは、取引当事者である関係者間の私法上の真の法的関係を把握するものであり、否認・再構築には含まれず、そもそも税法上の問題ですらない³⁶⁾。この点を明確にすることが真実の取引把握を他から分離して特記した意義であると考えられる。したがって、真実の取引把握プロセスは、否認・再構築の基準と併せて理解すべきであり、そうすることで初めて正しく評価できることとなる。

（2）契約条件の取扱い

A. 真実の取引把握における契約条件の位置づけ

真実の取引把握プロセスを否認・再構築との関係において理解する際に、極めて重要な意味を持つのが契約条件の取扱いである。契約条件の変更は、真実の取引把握の一環、つまり私法上の真の法的関係の特定として行われるのか、否認・再構築の一環で行われるのかで全く意味が異なるからである。

まず、真実の取引把握に関しては、当事者の契約関係が出発点になり、特に書面契約があればまずその契約条件を分析すべきことは当然である。DDも、現行TPG同様、この点を認識している。他方で、DDはグループ間取引における書面契約の契約条件を信頼することのリスクがより強調されている。独立企業間であれば、当事者は互いに異なる利害関係を有しており、それぞれ相手が契約条件にしたがって行動することを求めているが、グループ間取引においてはこのような利害関係の対立がなく、相手の行動を契約条件で縛ることに強い関心がない可能性がある。このため、グループ間の契約は、実際の当事者の行動と整合的であるか否かが慎重に精査されなければならない。

一方、否認・再構築の一環として契約条件が変更される場合は、真実の取引把握プロセスを通じて契約条件が真実の取引関係を反映している（行為と形式が一致している）と結論されたうえで、その契約条件（であり実際の行為）が否認・再構築される場合である。

DDは、全体としてこれらの関係を的確に明確化していると評価できる。しかし、現実には、DDは大きな批判に晒されることとなった。その背景にはいくつかの要因があると考えられるが、DDが、（i）現行TPGでは独立の項を立てて論じられていた契約条件の扱いについて、真実の取引把握プロセスの総論の中に吸収した

36) ただし、上述の通り真実の取引把握の本質は移転価格課税のための価格算定の基準点の特定であり、私法上の問題と税法上の問題の境界が明確に区分されているとは言い難い。もっとも、真実の取引把握がそのまま否認・再構築に帰着することがなく、最終的に価格算定の問題に帰着する限り、境界を議論する実益はあまりない。

こと、(ii) リスクに関するガイダンスを大幅に増強しながら（新セクションD.2）、契約上のリスク配分についてはこれが実態と整合的でない場合の議論に終始している（D.2.2）こと、(iii) 否認・再構築が独立のセクション（D.4）で論じられていること（以上、表2参照。表中、下線及び日本語注記は筆者。）が、全体として、否認・再構築ありきで契約条件、特に契約上のリスク配分を軽視するものと一部に誤解されることになったのではないかと考えられる。

B. 契約条件と否認・再構築

DDは否認・再構築ありきで契約を軽視しているとの誤解と、後述するFEAの概念の混乱

とが相まって、DDは私法上の法形式を無視して経済実質に基づき課税する経済的実質主義を提案しているものと疑われた。仮に、そのような意味での経済的実質主義を導入すれば、究極的には、法的に有効な契約に基づき行動している当事者間の取引であっても、リスク配分・資本負担・機能分担等の経済実質が少しでも契約と異なると認定されれば移転価格課税されることを意味する。これは著しく法的安定を損なうと言わざるを得ない³⁷⁾。

実際、BEPS行動計画の問題意識は、私的自治（契約自由の原則）の壁に守られて移転価格税制が十分に機能していない（おそれがある）というものであるから、当事者が選択し契約に

表2 移転価格ガイドラインと討議草案における契約条件の取扱い

現行移転価格ガイドライン（TPG）	DD改定案
Chapter I The Arm's Length Principle	Chapter I The Arm's Length Principle
D. Guidance for applying the arm's length principle	D. Guidance for applying the arm's length principle
D.1 Comparability analysis	<u>D.1 Identifying the commercial or financial relations</u>
D.1.1 Significance of the comparability analysis and meaning of "comparable"	<u>[契約条件に関するパラ5]</u>
D.1.2 Factors determining comparability	D.1.1 Functional analysis
D.1.2.1 Characteristics of property or services	D.1.2. Characteristics of property or services
D.1.2.2 Functional analysis	D.1.3 Economic circumstances
<u>D.1.2.3 Contractual terms</u>	D.1.4 Business strategies
D.1.2.4 Economic circumstances	D.2 Identifying risks in commercial or financial relations [<i>Substantially new</i>]
D.1.2.5 Business strategies	D.2.1. The nature and sources of risk
D.2 Recognition of the actual transactions undertaken	<u>D.2.2. Allocation of risk in contracts</u>
	D.2.3. How risks are assumed
	D.2.4. Potential impact of risk
	D.2.5. Risk management
	D.2.6. Actual conduct
	D.2.7. Transfer pricing consequences
	D.3. Interpretation [<i>Substantially new</i>]
	<u>D.4. Non-recognition [<i>Substantially new</i>]</u>
	D.4.1 Why is there a need for non-recognition?
	D.4.2 The concept of fundamental economic attributes of arrangements between unrelated parties and commercial rationality
	D.4.3 Consequences of non-recognition

37) なお、契約を否認しなくとも、同様のことは差異調整において起こり得るため、この批判は通常の移転価格税制一般について妥当するとも考えられる。これに対応するための標準的なアプローチは独立企業間価格を一定の合理的な価格幅（レンジ）で認定することであると考えられるが、この問題は本稿の目的を離れるためここでは論じない。

反映させた諸条件をどのような場合にどのような基準で否定できるかに議論の焦点が当たっていたのは事実である。特に、現状では否認できない契約に守られて潜在的に重要・重大な租税回避が野放しになっているのではないかとこの強い危機意識は政治レベルでも共有されていた。このため、「現状では否定できない一定の契約が、新たな基準では否定できるようになる」ことが至上命題の一つだったと言って良い。しかし、同時に、新たに対応しなければならない部分は、全体の中ではむしろ例外的と理解されていた。このため、現行ルールと執行を根こそぎ変更し、あらゆる局面における移転価格税制の在り方を根本的に変更してしまう可能性のある（と捉えられた）アプローチには、強い批判と不安が寄せられることになった。（そして、実際、最終的に BEPS 報告書ではこのような考え方は否定されている。II-2-3. (1) 参照。）

(3) 商業合理性基準に代わる新たな基準

DD は、現行 TPG の否認・再構築の 2 つの基準のうち、経済的実質基準を（大幅に概念を再整理しつつ）真実の取引把握プロセスとして分離したうえで（上記 (1) 参照）、もう一方の商業合理性基準は新たな基準である「非関連者間取引における基礎的な経済的属性 (FEA: Fundamental Economic Attribute of arrangements between unrelated parties)」基準に置き換えることを提案している。

A. 提案された FEA 基準の内容

FEA 基準は、必ずしもストレートに表現されていないが、分かり易く整理すると、以下の場合に FEA が無い（否認・再構築が可能）とするものである。

(i) 非税利益基準

- ・より大きな非税利益をもたらすような代替取引が利用できる、若しくは、取引当事者全てについて非税利益が増大しているわけではない（非税利益が増大しない当事者が存在する）。

- ・非税利益は、商業上・財務上のポジション向上・保全機会 (the opportunity to enhance or protect the commercial or financial position) と定義。非税利益は税前利益で測定する（税負担の変化は考慮しない）。

(ii) (暗黙の) 合理性基準 (異常取引基準)

- ・独立企業間であればあり得ないような異常な取引 (構造) である。(明示はされていないものの、独立企業間で成立する取引であれば取引の適正価格の問題として対応が可能であることから、当然の前提とされていると考えられる。)

B. FEA 基準の評価

II-2-2. (3) で「否認・再構築の問題は、移転価格よりも射程の広い条約第 9 条の範囲内で、しかし通常の移転価格税制の下での価格の問題としては対応しきれない例外的事例に対応するため、どのように条約第 9 条を適用できるかの問題である」と整理したが、FEA 基準はこの範囲に収まっていない可能性が高い。すなわち、FEA 基準は、条約第 9 条の許容する範囲を超えて必ずしも ALP 原則に縛られることなく否認・再構築を行うための基準、さらに言えば、グループ間の不当な課税所得の移転に対し、通常の移転価格税制では是正できない場合に、より直接的に課税所得の分配を変更するための基準を模索したものと疑われる。これは、BEPS 行動計画が、敢えて「ALP の内外に関わらず (within or beyond the arm's length principle)」解決策を模索することを求めていることから、むしろ自然な解釈といえよう。

FEA 基準が ALP 原則を逸脱している可能性がある最大の部分は、その基準の根幹が非税利益であることである。ATP への対抗の観点からは、特定の税制上の便益を不当に得ていたかを判断するために、税効果を除いた状況を評価することは必須であるが、独立企業は可能な限りの合法的な節税を追求するはずであるから、非税利益は ALP 原則には馴染まない。し

たがって、FEA基準は、その名称からは非関連者間取引における（arrangements between unrelated parties）属性を基準化することを目指したものと考えられるが、実際の内容はグループ内の不当な所得移転を捕捉するものとなっている。

さらに、条約第9条の内か外か（ALP原則に沿っているか否か）の問題から離れ、純粋に租税回避防止措置としての基準としてFEA基準を評価しても、かなり不完全なものと言わざるを得ない。まず、特定の課税上の便益を得ることが主要目的の否かを判断する場合、税効果を離れた事業目的の存在は勘案されるが、非税利益が「増加」しないことは正当な事業目的の不存在を意味しない。例えば、仮に非税利益の増加が必要だとすると、税インセンティブは、当該インセンティブ以外の便益も併せて存在している場合でないと利用できない（否定される）こととなり、インセンティブの意味が相当に減殺される。また、ATPを「法の濫用」だと捉えれば、当該グループ内課税所得移転が、いかなる法の趣旨・目的に反していることになるのか判然としない。さらに、ALP原則の延長線上で議論されたためか、独立企業間で見られない取引がほぼ自動的にFEA基準を満たす（否認・再構築の対象となる）こととなるおそれも指摘された。必ずしも意図的だとは思えないが、非税利益基準が厳しいこともあり、FEA基準がそのような問題を孕んでいたことは否定できない。

II-2-3. 勧告された新ガイドライン

BEPS報告書が実際に勧告した新ガイドラインは、DDと同様に真実の取引把握のプロセスを否認・再構築から分離しつつ、その中で（おそらくDDが契約条件軽視との誤解を与えたことの反省から）契約条件については1つのセクションを設けて充実させた。最大のポイントは、DDが提案したFEA基準は撤回し、現行TPGでも使われている商業合理性基準をALP基準の下で明確化することを選択した点である

う。さらに、現行TPGと実質的に同様の商業合理性基準を維持したことから、BEPS行動計画の問題意識に明確に 대응するため、現行TPGでは課題が多いと認識されていたキャッシュ・ボックスについて新たにガイダンスを策定した。

（1）商業合理性基準の明確化

BEPS報告書では、まず、独立企業原則に基づき真実の取引に対する価格算定の努力を尽くし、例外的な場合を除き（商業合理性基準に基づく）否認・再構築を行ってはならないことを改めて確認している（1.121）。また、単に独立企業間価格の算定が困難というだけの理由で否認・再構築できないことも明記している（1.122）。

さらに、実際に独立企業間で観察される取引は否認・再構築してはならないこと、逆に、実際に独立企業間で観察されないというだけの理由では否認・再構築できないことを確認している（1.121, 1.123）。前者は、商業合理性を欠く取引は独立企業間では観察されないと考えられることと論理的に同義である。後者は、関連企業間の取引自由度は独立企業間より大きいことに由来する。企業がグループを組むことには正当な事業上の理由があることが一般的であり、そうであれば独立企業間で観察されない取引がグループ企業内で観察されることはむしろ当然と言える。したがって、それだけの理由で商業合理性を否定することは明らかに行き過ぎであろう。

以上は、不適切な否認・再構築を抑制するために商業合理性基準の外延を明確化するものであり、商業合理性基準の説明そのものではない。商業合理性基準の本体は、以下の場合に否認・再構築できるというものである。（1.122）

- （i）取引をめぐる取決めが、全体としてみて、同様の状況において商業合理的に行動する独立企業間で採用されるものと異なり、
- （ii）そのために、当事者それぞれの視点、及び、取引当時に現実的に採り得たオプションを勘案すると、（互いに独立してい

る)取引当事者双方が受け入れ可能であったであろう価格を見出すことができない。

独立企業間では通常行わないような取引ではあるが、取引自体は商業合理的であり、したがって適正価格を見出すことも可能な場合は、否認・再構築する必要がない(したがって、否認・再構築すべきでない)。他方、通常行わないような取引のうち商業上成立しないような異常取引であり、その異常性故に適正価格そのものが存在しない場合、その異常取引に拘泥しては適正価格を見出せない。このような場合には、取引当事者が全体として真に達成しようとした経済目的に沿った代替取引³⁸⁾を勧奨し、その適正価格を見出すことになる。

(2) 商業合理性基準の評価と否認・再構築の射程

BEPS 報告書では、結局、否認・再構築の問題は、移転価格よりも射程の広い条約第9条の範囲内で、しかし通常の移転価格税制の下での取引価格の問題としては対応しきれない例外的事例に対応するため、どのように条約第9条を適用できるかの問題(II-2-1(3)参照)として整理され、条約第9条の範囲を超える租税回避否認規定としての位置づけ(II-2-2(3)参照)は放棄された。このことに由来するいくつかの特徴が指摘できる。

まず、グループ全体の税前(pre-tax basis)経済的ポジションは、商業合理性基準の根幹をなす役割は与えられず、あくまで示唆情報(a relevant pointer)の一つに過ぎないこととされた。これは、上述のように、税前ポジションが増加しない取引が独立企業間で成立しないとはいえないためである。純粋に経済利益のみを追求する企業同士は、税後ポジションが双方ともに向上するのであれば、両者の総体的な税前ポジションが向上しなくとも、税効果のみを狙った取引を行うことは十分に経済合理的である。これを商業合理的ではないというためには、

一般的な独立企業間原則を超える基準が必要であるが、独立企業間原則に基盤をおく条約第9条の下では、このような基準を設けることは難しい。

また、主要目的テストや趣旨・目的基準、経済的実質基準のような租税回避否認規定に見られる要素は取り入れられなかった。これは、条約第9条が、特定の課税上の便益を否定するか否かの問題ではなく、最終的には課税所得の配分の問題であることを反映していると考えられる。

以上のように、提案されている商業合理性基準は、一定の明確化がなされ、また、真実の取引把握プロセスが分離され位置づけが明瞭になった一方で、基準自体は現行TPGの商業合理性基準と実質的に大きく異なることはないと考えられる。

(3) 具体的事例の明確化

BEPS 行動計画は、現行の移転価格課税ルールがうまく機能していない局面として、過大資本(overcapitalization)と契約上のリスク配分を明示している。これらは、多国籍企業が、グループ内では資本やリスクの配分を比較的自由に行えることを利用し、軽課税の環境にある実態の無い(あるいはほとんど無い)関連会社へ(その実態に照らして)過大な資本やリスクを配分することで、これらの資本やリスクに対する適正対価の形で所得移転(BEPS)を行えるとの問題意識である。実際、グループ間であれば、(単なる形式だけでなく)実際に資本を配賦し、またリスクを配分することは可能であり、実際に資本・リスクを有する以上は、現行TPGは、まさにALP原則に基づき、適正対価が支払われることを許容している。

このように実態が無いのに過大な資本配賦やリスク配分を受けている軽課税環境の関連会社は「キャッシュ・ボックス(cash box)」と呼ばれ、現実の課税上の課題として議論が行われてきた。当初は、実態に比して過大に資本・リ

38) 代替取引は、取引当事者双方が全く何もしないことも含む。1.126の例1は、このような事例。

スクが割り振られていることに着目し、これらの資本配賦・リスク配分を否認するアプローチが検討された。これはすなわち経済的実質に基づく否認・再構築であるが、これを行えば現時点で問題なく機能している部分も含め移転価格課税の根幹を揺るがすことになりかねない(II-2-2.(2)B.参照)。このため、このアプローチは結局採用されなかった。

このような経済的実質(に基づく否認・再構築)アプローチが採れないとすれば、資本配賦・リスク配分自体はそのまま受け入れつつ、これに対する対価の額を、実際に適正と考えられる額に抑えるしかない。これは、まさに移転価格税制の中心領域であり、BEPS報告書は、以下の点を明確にルール化することで、キャッシュ・ボックスへの所得移転(BEPS)を抑制することを提案している。

- ・ 法的所有権のみでは必ずしも無形資産の使用からの収益の配分を受ける資格を有しない。無形資産の開発等(開発, 改善維持, 保護, 使用)に関する重要な機能を果たしている関連企業は、適切な対価の受領を期待することができる。
- ・ 無形資産の開発等に関するリスクを引き受ける関連企業は、当該リスクをコントロール機能及び当該リスクを引き受けるだけの財務能力を有することが必要(これらを有しない場合には、相応の所得配分を受けられない)。
- ・ 資金を提供する関連企業が無形資産の利用に何の機能も果たしていない場合、資金提供者はリスク・フリー・リターンしか受領できない(提供する資金に関する財務リスクのコントロールを行っていけば、その分は調整される)。

これらは、要するに、無形資産・リスク・資本は、これらを実際に能動的な事業活動に使う機能・能力を有していなければ、(移転価格の算定上)所得配分を受けられないことを明確化するものである。なお、資本については、何の機能もなくともリスク・フリー・リターンを受

け取れることになるが、これは預金等によりリスク・フリー・リターンを得るためには何の機能も不要であるためである。全く実態の無いキャッシュ・ボックスにこのような金融所得すら移転・蓄積されることを許容できない場合には、外国子会社合算税制(CFC税制)等の別途の法制で対応する必要がある。

II-3. 義務的開示制度(行動12)

BEPSプロジェクトはATPに有効に対抗することを目指しているが、実際にATPが行われる前にATPに関する情報や、ATPと境界を接しているような通常のタックス・プランニングに関する情報を適切に当局が把握できれば、より効果的なATP対抗策を講じることができる。逆に、多国籍企業のタックス・プランニング戦略に関する情報の不足が、各国税務当局が直面する主要な課題の一つである。このような問題意識から、BEPS報告書は、義務的開示制度(Mandatory Disclosure Rules: MDR)の導入を提案した。

MDRはATPに対抗するための強力なツールとなり得るが、一方で、必ずしもATPではないものも含め幅広くタックス・プランニングに関する情報を報告させることには相応のコンプライアンス・コストや執行コストがかかるため、コストとバランスする十分な理由が求められる。このバランスは各国の個別状況を反映したものとならざるを得ない。BEPS報告書は、MDRの意義・位置づけが各国の法制度・経済環境によって大きく変わり得ることを背景に、ベスト・プラクティスに基づくモジュラー形式のガイダンスとすることを選択している。この点は、ATPに対抗するうえでMDRの重要性が高くないことを意味するのではなく、むしろ極めて重要かつ強力なツールであるが故に、各国の法体系・執行制度の枠組みに整合的な設計が決定的に重要であると認められたと考えるべきであろう。

以下、BEPS報告書が提案するMDRの概要・特徴、及び、GAARに関する議論に示唆を与

える論点について概観する。

II-3-1. MDR の概要

(1) MDR の目的・位置づけ

BEPS 報告書は、MDR の目的として以下を挙げている。

- ・リスク評価に資するため、潜在的に行き過ぎた (aggressive)³⁹⁾ 又は濫用的な (abusive) 租税回避スキームに関する早期の情報を取得する
- ・(租税回避) スキームや、その利用者・プロモーター⁴⁰⁾ を適時に特定する
- ・租税回避スキームの開発・提供や利用を縮減するための抑止力になる

前二者は、当局による早期の情報把握であり、これによりリスク評価が向上し、課税庁の負担軽減を通じて資源の効率的配分が実現し、また、早期・適切な法改正につながることも期待される。これらの早期情報把握は、最後の抑止力に繋がる。当局が情報を得ることで立法措置や執行上の措置を講じると想定される取引は、利用者には課税リスクとなり、開発・販売者にとってはスキームが短命化するリスクとなる。

BEPS 報告書は、MDR と他の開示制度との違いは、行き過ぎた又は濫用的なスキームに的を絞って開示を求めている点にあるとする。例えば、照会制度 (ruling regime) においても、納税者が特定事例について課税上の取扱いを照会する際に早期の情報が課税当局に提供されるが、課税リスクが高く、課税されるとスキームの効果が無くなるようなものについては照会される可能性が低く、ATP への対抗としての効

果はあまり期待できない⁴¹⁾。また、協力的コンプライアンス・プログラムにおいても、参加する納税者は完全な情報開示に合意するが、ATP に焦点を絞っているわけではない (また、そもそも、プログラムに参加する納税者は ATP を行っていない可能性が高い)。

(2) MDR の概要

BEPS 報告書における MDR の概要は以下の通りである。

A. 開示義務者

プロモーターはスキームに関してより多くの情報を持つため、また、より強い抑止効果が期待できるため、基本的に開示義務はプロモーターに課す。他方、納税者にも開示義務を課すか否かは、コンプライアンス・コスト及び執行コストと MDR の効果とのバランスから判断する必要がある。したがって、各国は以下のいずれかのオプションを選択できる。

- ① プロモーターと納税者の双方に開示義務を課す
- ② プロモーターにのみ開示義務を課す (ただし、プロモーターが海外にいる場合、存在しない場合⁴²⁾、及び、法専門家として法的に (開示の強制から) 保護されている場合には納税者に開示義務を転換する)

B. 開示対象のスクリーニング⁴³⁾

開示 (報告) 対象が拡大すると、それだけ報告者・執行当局の負担も増す。このため、効果・目的によるスクリーニング⁴⁴⁾、及び、デ・ミニ

39) ATP が議論される文脈では、aggressive は「法の字義にはしたがうが、法の精神に反する」「形式的には合法だが、法の趣旨・目的に反する」という意味で使用される。日本語に適切な訳語が無いが、ここでは「行き過ぎた」と訳出する。脚注 2 参照。

40) スキームを設計、組成、管理等する者、及び、販売、取次ぎ等を行う者を広く含む。

41) 他方、MDR と照会制度を組み合わせることで、MDR の持つ (おそれのある) 委縮効果を縮小する効果が得られる可能性はあると考えられる。

42) 例えば、納税者 (利用者) 自身が自家 (in-house) 開発している場合が該当する。ただし、自家開発の場合、(利用者として) 実際にスキームを使用した場合にはじめて開示義務が生じる。

43) この項目立ては BEPS 報告書の区分にしたがっている。本来であれば、「B. 開示対象のスクリーニング」と「C. 開示対象の特定」は一体のものとして全体のバランスから設計されるべきであろう。

ミスによるスクリーニングを各国は採用できる。

a. 効果・目的によるスクリーニング

報告対象をリスクの高いものに限定するため、スキームの主たる便益が税の便益であるか否か（main benefit test）、あるいは、租税回避要素があるか否か（例えば、スキームの主要目的が税効果を得ることか否か（main purpose test））によりスクリーニングすることが可能。ただし、その有効性・必要性につき見解が分かれているため、各国は、このタイプのスクリーニングを行うか否かをオプションとして選択できる。

① シングル・ステップ（効果・目的によるスクリーニングなし）

② マルチ・ステップ（効果・目的によるスクリーニングあり）

b. デ・ミニミス

少額のスキームの開示・報告による負担を避けるため、一定額以下の報告を免除するデ・ミニミス基準を設定できる。デ・ミニミス基準は、効果・目的によるスクリーニングと併せて設定しても、これに代えて設定しても良い。また、ホールマーク毎に設定しても良い。

C. 開示対象の特定（ホールマーク）

あるスキームを開示対象とするか否かは、そのスキームの特質（ホールマーク）に着目して特定する。開示対象スキームを特定するための基準となるホールマークの設定には、スキームの特質を一般的に規定する一般的ホールマーク（generic hallmark）方式と、スキームに突かれるおそれのある既知の脆弱性を個別に規定する個別のホールマーク（specific hallmark）方式がある。各国は、両方式を組み合わせて規定することが求められる。

a. 一般的ホールマーク

開発・販売・利用されるスキームに共通す

る要素を一般的に（定性的に）規定する。報告対象が拡大する（負担増につながる）嫌いがあるが、個別のホールマークでは対応できないような新たな革新的なスキームにも対応できるという大きなメリットがある。一般的ホールマークには、利用者にスキームを秘密にすることを求める守秘義務、及び、実現した税便益に応じた支払を求める成功報酬（premium/contingent fee）に基づくものを必ず含める。失敗時の保証・支援等を規定する利用者保護条項、多数者の利用を想定した商品としての標準化等に基づくその他の一般のホールマークは、各国の選択で導入できる。

一般的ホールマークの判定は、仮定的・主観的判定と、客観的判定とがあり、各国はいずれかをオプションとして選択できる。

① 仮定的・主観的判定：プロモーターが守秘義務、成功報酬その他の一般的ホールマークを求めるとであろうと合理的に想定できるか否かで判定する。不確実性が高まり負担も増えるが、基準を迂回されるリスクは減る。

② 客観的判定：守秘義務、成功報酬その他の一般的ホールマークを客観的に判定する。

b. 個別のホールマーク

各国の事情に応じて、ATPとなるリスクの高いものとして既に特定されているスキームを個別に規定する。既にMDRを導入している国の例として、損出しスキーム、リースバック取引、所得区分変更スキーム、軽課税国スキーム、ハイブリッド商品スキームなどがある。

D. 開示時期

プロモーターに対する開示義務の場合は開示対象スキームが利用可能となった時点、納税者

44) BEPS 報告書は、このスクリーニング基準を「閾値」と表現しているが、その内容は基本的に主便益テスト・主目的テストであるため、本稿では「効果・目的によるスクリーニング」と表現する。なお、数値的な閾値は、デ・ミニミスとして別に論じられている。

に対する開示義務の場合は開示対象スキームを実施した時点でそれぞれ連動させて開示時期を設定する。納税者のみに開示義務が課される場合には、税務当局が迅速に対応を採れるように、開示期限は短く設定する。

E. 利用者の特定

プロモーターにのみ開示義務が課される場合には、プロモーターにスキーム番号の導入（利用者には申告書へのスキーム番号記載を要請）と顧客リストの作成を義務化する。国内法が許容する範囲内で、顧客リストを自動的に当局に提出することを求める。プロモーターと納税者の両者に開示義務が課される場合には、スキーム番号や顧客リストは必須ではないが、有益なツールとなり得る。

F. 開示の効果・罰則

各国はMDRを法制化する際に、スキームの開示はそのスキーム及び企図する税効果の承認を意味しない旨を明確にすることが求められる。すなわち、スキームを報告したうえで当局が何らの反応もしなかった場合に、そのスキームが黙示の承認を得たと考える「正当な期待 (legitimate expectation)」を主張することはできない。逆に、スキームが開示対象であることは、必ずしもそれが租税回避を含むことを意味するわけではないと理解される。また、MDRで報告される情報は、通常の質問・検査権で得られる情報を超えることはなく、自己に不利益な供述を強要されない（自己負罪 (self-incrimination) からの保護）原則にMDRは反しない。

また、MDRの実効性を確保するため、各国は開示（報告）違反に対しては金銭的な罰則を導入すべき。また、各国は、その法体系に整合

的な範囲内で、その他の罰則を導入しても良い。

G. 開示すべき情報

MDRの下で開示すべき情報は、以下を含むものとする。

- ・プロモーター、スキーム利用者の識別情報 (ID)
- ・スキームを報告対象とした規定（ホールマーク）の詳細
- ・スキームの内容、（もし存在すれば）その名称
- ・スキームが企図する税便益⁴⁵⁾の根拠法令
- ・スキームが企図する税便益の内容
- ・顧客リスト（国内法が許容する場合に、プロモーターに対してのみ）
- ・予想される税便益の額

さらに、税務当局に報告内容（及び不開示の場合にその理由）に関する調査権限を付与するとともに、税務当局は報告内容のリスク評価等を行う部署を設けることが求められる。

H. クロスボーダー・スキームへの対応

MDRがクロスボーダーのスキームに有効に対応するためには、上記の制度を以下の通り修正することが必要。

- ・効果・目的によるスクリーニングは、クロスボーダー・スキームには適用しない。
- ・BEPS等のクロスボーダーの税制・税収上の問題（「クロスボーダー租税回避効果」⁴⁶⁾）をもたらすクロスボーダー・スキームに焦点を当てた基準（ホールマーク）を設定する。このホールマークは、MDR導入国（報告を受ける国）にとってのクロスボーダー租税回避効果をもたらすという意味で個別的であり、同様の効果を持つものは実際に用いられる構造に関わらず同様に対象とするとい

45) BEPS 報告書では税利益 (tax advantage) としているが、税便益 (tax benefit) と表記（あるいは併記）しているところもあり、本質的に同等の概念を指すと考えられることから、本稿では税便益に統一した。

46) BEPS 報告書では「クロスボーダーの結果 (cross-border outcome)」であるが、本稿では、その意味するところにしたがい「クロスボーダー租税回避効果」と訳出した。

う意味で一般的なものとする。

- ・ 自国納税者が関与していれば、当該者が直接スキームの税効果を享受しなくても、開示対象とする（導管等により回避されることを防止する）。
- ・ 過度な負担を避けるため、開示義務は、納税者が、通常知り得べき情報に基づき、クロスボーダー租税回避効果を認識していることが合理的に期待できる場合に限定する。
- ・ 納税者に対し、グループ内取引を行う際には、上記ホールマークで特定されたクロスボーダー租税回避効果を持つ合理的な調査を行い、グループ企業が十分な情報を適時に提供しない場合には税務当局に通知することを義務付ける。

II-3-2. BEPS 報告書が提案する MDR の特徴

(1) 制度設計の柔軟性

BEPS 報告書の MDR に関する勧告は、ミニマム・スタンダードではなく、ベスト・プラクティスに基づくガイダンス⁴⁷⁾となっている。また、特定の単一の設計を提示するのではなく、モジュラー方式（主要構成要素毎にいくつかの設計オプションを提示する方式）を採用し、各国の制度設計における柔軟性を与えている。さらに、そのうえで、MDR の導入の是非自体、各国が各々判断すれば良いこととしている。

BEPS 報告書が MDR に関し、このように大きな自由度を持った勧告を行ったのは、MDR の位置づけ、役割、有効性などが各国の法体系や執行環境に大きく依存するからであると考えられる。特に、MDR は ATP を網羅的に過不足なくカバーすることを目指す制度ではなく（仮に、ATP を過不足なくカバーするホールマークを規定できるのであれば、個別の課税要件規定を変更するなり、個別的若しくは一般的租税回避否認規定の対象とするなりの法制上の対応を採用すれば良い）、むしろ当局が ATP

の範囲を規定するためのリスク評価に資する早期情報を提供することが主眼であるから、その設計は各国が直面するリスクに応じて柔軟に行われるべきであるのは当然であろう。

(2) MDR の性格：開示の効果

上述の通り、MDR は、行き過ぎた又は濫用的なスキームに的を絞って開示を求めている点に特徴があるが（II-3-1. (1) 参照）、MDR は ATP だけを報告させる制度ではないし、全ての ATP が報告対象になるわけでもない。さらに、スキームの報告が必ず当局の「お墨付き」（若しくは「正当な期待」）につながるわけではない一方、報告される内容は質問検査権を行使すれば得られる情報を超えることはない（II-3-1. (2) F 参照）。このような MDR は、どのように考えるべきだろうか。

A. 情報提供・収集の効率性

まず、情報提供・収集の効率性が指摘できる。情報提供のタイミングは質問検査権に基づく調査より早く、かつ、（MDR が適切に設計されていれば）リスクの高い取引に関係する情報に特化している。これは、課税当局が特定の ATP に関するリスクを特定し、これに関する調査を行う場合より圧倒的に効率的であり、結果的に納税者にとっても当局にとっても負担が少ないと考えられる。

B. 抑止効果

次に、MDR に一定の抑止効果があることは疑いないが、具体的にどのような行為に抑止効果が働くのかは、各国の法体系と併せて分析する必要がある。特に、個別的・一般的租税回避否認規定の範囲・強度との関連が指摘できよう。ATP に対する効果的な否認規定があり、あるスキームが企図する税効果がこれにより減殺される可能性が高ければ、そのようなスキームを当局に報告しつつ販売することに意味はな

47) BEPS 報告書の勧告の種類について、脚注 17 参照。

く、報告対象となればそもそも組成・販売するインセンティブは無くなる。また、利用者にも義務がかかっている場合には、報告義務違反を問われることとなる分だけ捕捉された際のリスクが高まり、利用のインセンティブが下がる。これらが直接の抑止効果である⁴⁸⁾。他方、特定の ATP に対し現時点で有効な否認規定がない場合には、これが明るみに出た際にその税効果を（将来に向けて）制限・無効化する立法措置が採られる蓋然性とスピードが抑止効果に影響すると考えられる。立法措置が迅速・確実に行われると想定すれば、継続的に販売・実施することが想定されるスキームの開発・採用は抑制されるであろう。BEPS 報告書も、抑止の観点（compliance perspective）からは MDR と GAAR は相互補完的であると指摘している（BEPS 報告書パラ 35）。

それでは、個別的・一般的租税回避否認規定が無い場合で、かつ、対応する立法化の蓋然性が低い（あるいは不明である）場合は、抑止効果は働くのだろうか。仮に、このような場合に該当するスキームを、税体系に与えるリスクが小さいために（将来的にも）許容できるものと、いずれ法的対応が必要だが何らかの理由により直ちには対応が行われないものに分けられるとすると、前者にはそもそも抑止効果が働くべきではなく（働けば、問題のない行為に対する「委縮」効果ということになる）、後者には働くことが望ましいであろう。現実には、両者の境界は極めて不分明であり、当局の判断と納税者の判断（正確には、納税者の予測する当局の判断）が乖離する可能性があるため、望ましくない委縮効果が生じたり、望ましい抑止効果が生じなかったりすることがあり得る。その発生頻度や分布は、各国の法体系、立法環境、納税者と課税当局の信頼関係等に依存することとなる。

C. クロスボーダー・スキームの特殊性

最後に、クロスボーダー・スキームの特殊性を指摘しておきたい。BEPS 報告書も、クロスボーダー・スキームには特別の対応を求めている（II-3-1（2）H 参照）。抑止効果との関係では、クロスボーダー・スキームに参加する自国納税者に対し、当該スキームに関する合理的な調査及び国外の取引相手が非協力的な場合の当局への通知を義務付ける提案が重要である。クロスボーダー・スキームでは、国外の情報を収集することに限界があるが、少なくとも、自国の納税者が不用意に ATP に関与すること、及び、国外の情報を得られないことを理由に調査に協力しないことは抑止することができるであろう。

II-3-3. 個別的・一般的租税回避否認規定と MDR の関係

(1) 個別的・一般的否認規定の対象と MDR の対象

MDR の目的は、納税者のタックス・プランニングが濫用的になる（行き過ぎる）ことがないように、法制上、執行上のリスクを適切に評価するために、早期に情報を把握すること（及び、これにより抑止効果を働かせること）である。したがって、その対象取引は、ATP として否認すべきものより幅広くすることが自然である。もちろん、制度設計の選択肢として、個別・一般的な ATP 否認規定で否認されるようなスキームについてのみプロモーターに開示義務をかけることで、直接的な抑止効果のみを狙うというアプローチもあり得る（例えば、効果・目的によるスクリーニングを極限まで厳密に行うアプローチが考えられる）。しかし、法制上・執行上のリスク評価の観点からは、やはり MDR の対象取引は否認可能な ATP より幅広くしておくことが重要であろうし、そうすることで（個別否認規定の整備や、一般否認規定に

48) この他に、開示制度が充実すれば間接的に脱税を抑止する効果もある可能性があるが、本稿では ATP を含むタックス・プランニングに与える影響に焦点を当てる。

おける否認基準の明確化等を通じて）租税回避否認規定の精度向上につながっていくのではないか。BEPS報告書が、抑止の観点（compliance perspective）からMDRとGAARは相互補完的であると指摘しているのも、このような趣旨であると考えられる。

（2）クロスボーダー・スキームへの対応

BEPS報告書では、（国内取引にも適用される）一般的なMDRの設計について論じたうえで、クロスボーダーのスキームを対象とする際の追加的な制度設計上の留意点を提示する形を採っている。これは、クロスボーダーのATPに対応することの困難さを反映していると言えるよう。

クロスボーダー・スキームは、多くの場合、M&Aやリファイナンス、組織再編の一環として組み込まれており、極めて個別性が高いため一般的ホールマークで捕捉するのは難しい（BEPS報告書パラ230）。他方、クロスボーダー・スキームに対する個別的ホールマークの設計を、十分に包括的で、一方で過大とならないようにするのも簡単ではない（同パラ233）。そして、複数の法域にまたがって効果が発現するクロスボーダー・スキームに関しては、主便益テストも主目的テストによるスクリーニングも機能しない（同パラ229）。

BEPS報告書が指摘するクロスボーダー・スキームに関するこれらの困難さは、実際にタックス・プランニングが実行される前に報告対象か否かを色分けすることの難しさが根底にある

と考えられる。この点、事後の評価を行う個別の・一般的否認規定とは、関連しつつも次元が異なる課題をMDRは抱えていると言える。

（3）MDRとGAARの先後関係

BEPS報告書は、MDRの有効性が国内法体系に大きく依存していることから導入判断を各国に委ねており、どのような場合に、（他制度との関係で）どのような順番でMDRを導入すべきかについてはガイダンスを示していない。GAARとの関係についても、その対象範囲の違いや効果の相補性について論じる一方、導入の先後関係については言及がない。

この点については、少なくとも、GAARがMDR導入の前提とは言えないことは間違いない。むしろ、MDRが法制上・執行上のリスク評価のための早期情報収集ツールであり、上記

（1）のように租税回避否認規定の精度向上に資するものであることを考えれば、まずMDRを導入し、収集される情報に基づき法制上のリスク評価を行い、必要に応じて個別否認規定を導入したうえで、それでも対応しきれない事例が積みあがればGAARを導入するのが筋とも考えられる。他方、MDRとGAARを同時に導入して両者の相互補完的な効果を存分に引き出しつつ、随時個別否認規定を整備していきGAARの適用範囲を狭めていくというアプローチも十分に成り立つであろう。これらについては、法体系全体の中で総合的な判断が必要と考えられる。

Ⅲ. 英国の迂回利益税（DPT）

英国は、国際的なATPに有効に対抗するため、2015年4月に迂回利益税（Diverted Profit Tax。以下、「DPT」という。）という新税を導入した。以下では、DPTの概要を紹介すると

ともに、BEPSプロジェクトや租税回避否認規定の議論との関係でこれをどう評価すべきか考察してみたい。

Ⅲ－１．DPT の概要

DPT は、①外国企業が英国における活動に対する恒久的施設 (PE) 認定を人為的に回避する場合 (以下、「回避 PE」という。)、及び、②英国に課税拠点を持つ外国企業が、経済的実質のない取引や事業体を用いる場合 (以下、「迂回取引・事業体」という。) を対象とし、関連者間取引を用いてグループ全体の税負担を不当に軽減していると認められる場合に発動する。独立した新税であり、回避 PE や迂回取引・事業体のない本来の取引を基に課税ベースを計算し、通常の法人税率 (現行 20%) よりも高い税率 (25%) が課される。

DPT の要件は複雑であるが、中心的な要件はミスマッチ要件 (mismatch condition) であり、①②のいずれの場合もミスマッチ要件を満たせば DPT が適用される。①の場合は、ミスマッチ要件を満たさなくとも、租税回避要件を満たせば DPT が適用される。

(1) ミスマッチ要件

ミスマッチ要件は、(i) 関連者取引が介在することにより、(ii) 税負担軽減効果 (effective tax mismatch outcome) が発生し、(iii) 経済的実質に欠ける (insufficient economic substance) 場合に満たされる。

(i) 関連者取引

実質的に移転価格税制と同じ構造であり、一方が他方の、若しくは、同一者が双方の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合に関連者となる。なお、回避 PE の場合には、在英 PE を回避している外国企業とその関連者の間の取引が問題とされており、PE であったはずの者 (在英スタッフ等) はこの外国企業の関連者である必要はない。

(ii) 税負担軽減効果

関連者間取引により、一方から他方に課税所得が移転し、この移転所得に対する移

転先の税負担額が、移転元の税負担軽減額の 80% 未満である場合、税負担軽減効果要件を満たす。この際、英国税のみならず、外国の税も考慮する。(つまり、英国の税収が失われても、その減収額の 8 割以上が外国に納税されていれば、税負担軽減効果要件を満たさず、DPT は適用されない⁴⁹⁾。)

(iii) 経済的実質の欠如

関連者取引によって得られる税負担軽減効果による財務的便益が、その他の非財務的な便益を上回っている場合であり、かつ、その関連者取引が税負担軽減効果を得るために設計されたと合理的に結論できる場合に、経済的実質が無いと判定される。

(2) 租税回避要件

租税回避要件は、主要目的要件であり、英国税を回避することが主要目的 (正確には、BEPS 報告書の PPT と同様、主要目的「の一つ」) であれば満たされる。主要目的の判定基準の詳細は示されていない。

Ⅲ－２．DPT の評価

(1) 租税回避否認規定としての性格

以下にみるように、DPT は、課税要件規定を備える独立した新税でありながら、本質的には租税回避否認規定の性格が濃い。

A. 行動 7 との関係

回避 PE は、BEPS プロジェクト行動 7 (人為的な PE 認定回避への対抗) と問題意識を共有している。しかし、両者の違いも大きい。

まず、回避 PE は、人為的な PE 回避だけを問題にしているわけではない。PE を人為的に回避している外国企業が、関連者取引を通じて所得移転しており、これが全体として ATP (関連者の総税負担を軽減するために設計された取引) である場合に、はじめて発動

49) 回避 PE の場合は、別途、租税回避要件で DPT が適用される可能性はある。

する。また、行動7は人為的なPE認定回避に対抗するためにPE認定基準を変更するものだが、回避PEに対するDPTは、PE認定基準の回避（迂回）を問題とし、本来PE認定されるべき者がPE認定されていないと認められる場合に発動する。

このような点を考慮すれば、DPTの本質は、新たなPE認定基準ではなく、むしろ人為的なPE認定回避を含む場合の租税回避否認規定の性格が濃いとと言える。

B. 行動10との関係

迂回取引・事業体に対するDPTは、英国納税者が関連者取引により課税所得を移転する場合を対象としており、移転価格課税との類似点が多い。実際、移転価格税制との関係は詳細に規定されている。

しかし、DPTは、関連者取引が独立企業間価格（ALP価格）であったか否かを直接問題にしてはいない。むしろ、ALP価格を用いてもなお、関連者取引を全体としてみるとATP（関連者の総税負担を軽減するために設計された取引）と認められるか否かが問題とされる。さらに、DPTが適用される際には、実際に行われた関連者取引を否認し、租税回避効果が無ければ行われたであろう本来の取引に再構築して課税される。

つまり、迂回取引・事業体に対するDPTも、実体のない取引・事業体が介在する場合の否認・再構築を定めた租税回避否認規定の性格が濃いとと言える。

（2）DPTの2つの側面

DPTが提案されたのはまさにBEPSプロジェクトの実質的検討が進んでいる最中であり、その導入もBEPS報告書の最終とりまとめのおよそ半年前である。これに対しては、2

通りの評価が可能である。

まず、批判的に評価すれば、各国が協調して対応するのではなければ多国籍企業のATPには到底対抗できないとの認識からBEPSプロジェクトが進行しているのに、結論が出る前に各国が独自の法制を導入すれば、協調行動が困難になる。さらに、ATPへの対抗はともすると課税強化につながり、各国が一方向的に課税権を強化することとなれば、課税権配分の争いが増え、二重課税リスクも高まってしまう。実際、DPTは、一般的否認規定⁵⁰⁾とは独立した新税であるがゆえに、租税回避防止という作用を超えて、現行税制以上に英国の課税権を強化している部分がある可能性は否定できない。

他方、積極的に評価すれば、DPTは包括的なATP否認規定であり、ATPを生む税制間の隙間を埋めるための課税根拠規定の改正を目指すBEPSプロジェクトとは相互補完的な関係にあるとも考えられる。もちろん、BEPSプロジェクトを受けた各国国内法や租税条約の改正後の姿が見えない段階では、結果として残るATPリスクの多寡は不明だが、少なくとも包括的なATP否認規定の必要性が完全になくなることは考えにくい。むしろ、BEPSプロジェクトを通じて、クロスボーダーATP特有の対抗の困難さがあり、いかに個別規定を整備しても多国籍企業のATPが常に一歩先をいくおそれがあり、有効に対抗するためには包括的に網を張ることが必要との認識が醸成されてきたとも言える。そう考えれば、DPTは世界に先駆けて包括的にATPに対抗する方策を提言するものとも言えるかもしれない⁵¹⁾。

おそらく、この2つの評価は排他的なものではなく、DPTには両方の要素が含まれていると考えるのが適当であろう。どちらの側面が強くなるかは、実際のDPTの運用のあり方次第であると考えられる。

50) 英国のGAAR。ただし、General Anti-Abuse Ruleである（Anti-Avoidanceではない）。

51) 実際、英国に追随してATPに対抗する新たな法制を導入する動きが出ている。例えば、オーストラリアは、2015年9月に、多国籍企業向けに強化した濫用防止規定を導入した。

IV. 結語

近年、多国籍企業の ATP に対する目は極めて厳しくなっている。ATP は国際課税の重要テーマであり続けていたが、潮目が変わったのは 2008 年のリーマン・ショックであろう。ウォールストリートを震源に世界経済危機へと発展した結果、世界中の多くの人が生活に打撃を受けるとともに、生活の安定や成長回帰に必須の財政負担を賄うために負担が求められた。富の象徴が震源だっただけに、負担の公平感や税に対する信頼感が強く求められるようになったのは当然と言える。世界的に活動する大企業が相応の税負担をしていないという不満は、ATP への対抗をハイレベルの政治的な課題にまで押し上げることになった。

BEPS プロジェクトは、そのような背景の中で誕生し、従来協調が難しいとされてきた各国税制にまで踏み込んだ協調行動を目指した画期的なプロジェクトである。また、BEPS プロジェクトは、参加国の拡大や積極的なアウトリーチ、さらに企業、学会、NGO 等からの幅広い意見聴取などを通じて、グローバルに ATP に対する問題意識を高め、議論を喚起してきた点でも画期的である。

このようにしてグローバルに ATP への対抗に関する検討・議論が深められていく中で、いくつかの重要な潮流が生まれた。その一つが、ATP を一般的に定義し、これを否認する（税効果を無効化する）ことを可能にする様々な規定の導入・強化の流れである。クロスボーダーの ATP は複雑であるがゆえに、可能な限りその特徴を特定した個別的な対抗策が有効であると同時に、新たな ATP にも有効に対抗できるだけの柔軟で一般的な制度も必要との認識が広まったということであろう。

本稿では、そのような一般的な ATP 否認規定に関する最近の議論を、BEPS プロジェクトを中心に紹介した。ATP は、適法な「節税」と違法な「脱税」の中間に位置する概念だが、日本では、「租税回避」の定義に諸説あることから本稿が「ATP」と表記せざるを得なかったことにも示されるように、十分に定着していない。しかし、国際的な議論は急速に展開・深化している。本稿が、日本における一般的な ATP 否認規定の検討に少しでも貢献できれば幸いである。

参考文献

浅妻章如 (2015) 「なるべくわかりやすく知りたい金子租税法の租税回避の考え方」『税務弘報』第 64 巻第 1 号, pp. 87-93
 今村隆 (2015) 『租税回避と濫用法理—租税回避の基礎的研究』大蔵財務協会
 太田洋 (2014) 「多国籍企業のタックス・プランニングと BEPS プロジェクト」, 中里実編『クロスボーダー取引課税のフロンティア』有斐閣

金子宏 (2015) 『租税法 第 20 版』弘文堂
 金子宏 (2014) 「租税法解釈論序説—若干の最高裁判決を通して見た租税法の解釈のあり方」, 金子宏編『租税法と市場』有斐閣
 谷口勢津夫 (2015) 「租税回避と税法の解釈適用方法論—税法の目的論的解釈の「過形成」を中心に—」, 岡村忠生編『租税回避研究の展開と課題』ミネルヴァ書房
 中里実 (2014) 「最近の国際課税制度の流れ」,

- 中里実編『クロスボーダー取引課税のフロンティア』有斐閣
- 日本経済団体連合会（2015）「BEPS行動6（条約の濫用防止）に係わる改訂討議草案に対する意見」〈<https://www.keidanren.or.jp/policy/2015/058.html>〉
- 矢内一好（2015）『一般否認規定と租税回避判例の各国比較—GAARパッケージの視点からの分析—』財経詳報社
- 酒井貴子（2015）「租税回避行為と包括的租税回避否認規定—ニュージーランド版GAARを参考に—」, 岡村忠生編『租税回避研究の展開と課題』ミネルヴァ書房
- OECD(2010), *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations*, OECD Publishing
- OECD(2013), *Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting*
〈<http://www.oecd.org/tax/action-plan-on-base-erosion-and-profit-shifting-9789264202719-en.htm>〉
- OECD(2014a), *Model Tax Convention on Income and on Capital: Condensed Version 2014*, OECD Publishing
- OECD(2014b), *Preventing the granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances*, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing
- OECD (2015a), *Discussion Draft on Revisions to Chapter I of the Transfer Pricing Guidelines (Including Risk, Recharacterisation and Special Measures)*
〈<http://www.oecd.org/ctp/transfer-pricing/discussion-draft-actions-8-9-10-chapter-1-TP-Guidelines-risk-recharacterisation-special-measures.pdf>〉
- OECD(2015b), *BEPS 2015 Final Reports, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project*
〈<http://www.oecd.org/tax/beps-2015-final-reports.htm>〉
- 英国歳入関税庁 (HMRC)(2015a), *Diverted Profits Tax*
〈https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/385741/Diverted_Profits_Tax.pdf〉
- 英国歳入関税庁 (HMRC)(2015b), *Diverted Profits Tax: Guidance*
〈https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/480318/Diverted_Profits_Tax.pdf〉
- 英国歳入関税庁 (HMRC)(2015c), *Measuring Tax Gaps 2015 Edition*
〈https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/470540/HMRC-measuring-tax-gaps-2015-1.pdf〉